

## 第九条（解約及び退会）

会員は、本人の意思により、友の会を退会することができます。

### 1、入会金の返金

会員等による特典の利用がない場合（入会金の全額返金）

会員等による特典の利用があった場合（入会金の返金はありません）

### 2、退会届

会員本人の意思により、書面での退会届を提出するものとします。

### 3、預り証

他社会員解約手数料に対する預り金は、当社での葬儀 および 法要費用にて利用することができます。  
（複数他社解約金があった場合は一口 5 万円を上限とし、使用の際は 5 万円以内であれば 2 口以上使用可）

友の会を退会した場合には、預り証は無効とします。

## 第十条（会員等の特典）

会員等は希望により次の特典を受けることができます。

### 1、会員料金にての葬儀施行の割引

### 2、マイクロバス送迎無料（やなぎや会場葬儀での利用のみ）

### 3、葬儀会場使用料無料

### 4、法要引物の会員値引き価格（葬儀当日利用分は除く）

### 5、供物（生花、盛籠、灯籠、仏壇、仏具、花輪等）の会員値引き価格

### 6、生花、花輪、盛籠の配達・移動無料（対象区間：東根市、天童市、河北町、村山市のみ）

### 7、生命保険「終身保険」による（葬儀費用の事前準備斡旋）制度利用

### 8、生前予約制度の利用

### 9、法律、税務、相続、各種手続き等案内（相談サービスの内容によっては有料のケースもあります）

## 第十一条（葬儀 および 法要費用の支払い）

1、葬儀 および 法要費用の支払い期限は、施行から 2 週間後までとし、現金またはクレジットカード、口座振込とさせていただきます。

2、費用の未払い・滞納があった場合、1 8 か月間の猶予の後、弁護士事務所に依頼致します。

## 第十二条（協議）

本規約に定めのない事項及び疑義が生じたときは、会員及び友の会事務局にて誠実に協議解決するものとします。

## 第十三条（問い合わせ・相談窓口）

この契約についての問い合わせ及び相談窓口は、次の場所でおこないます。

\*やなぎや友の会事務局：山形県東根市宮崎二丁目 1 番 3 号 株式会社やなぎや内

電話 0237-42-1033 FAX 0237-43-5887

## 第十四条（改廃）

本規約の改廃は、取締役会においておこなうものとします。

附則

本規約は、令和 4 年 4 月 1 日より施行します。

以上